

北九州市告示第 34 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により北九州広域都市計画を変更したので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により同法第 14 条第 1 項に規定する図書を公衆の縦覧に供する。

令和 4 年 2 月 9 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 都市計画の種類  
用途地域
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域

区	区域
門司区	新門司北三丁目の一部

- 3 縦覧場所  
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号  
北九州市建築都市局計画部都市計画課